

# 答 申

## 答申事項

1 川西市立学校区のあり方について

平成6年10月20日

**市立学校校区審議会**

## 〈はじめに〉

川西市の学校数は、小学校17校、中学校7校、養護学校1校である。そのうち、小学校9校、中学校3校が人口急増期の昭和40年代から50年代前半にかけて開校している。

小学校における児童数は、昭和55年度の15,993人をピークに、平成6年度は8,903人に減少し、中学校における生徒数は、昭和60年度の8,024人をピークに、平成6年度は4,903人に減少している。

その主な原因は、人口増加が落ち着きをみせるとともに、出生数の低下によるものである。

今後も、少子化の影響を受け、一部の地域を除いては児童・生徒数が減少する傾向にあることから、学校の小規模化は避けられない状況にある。特に、南部地区にあっては、中・北部に比較してこの傾向が顕著である。

本審議会は、こうした状況を踏まえ、児童にとって一番好ましい小学校区のあり方について、5回の会議を開き慎重に審議し、次のとおり結論を得た。

## <校区のあり方>

校区は、それぞれの歴史があり、社会生活やコミュニティの根幹となる地域に密着した重要なものである。

そこで、市内17小学校区を学校規模、通学の距離と安全性、地域の状況等から整理し、次の3つのタイプに分類した。

(1) 校区再編の必要がある。

(加茂小学校、加茂西小学校、川西小学校)

(2) 校区再編は、長期的展望に立って、検討する必要がある。

(桜が丘小学校、緑台小学校、陽明小学校、清和台小学校、  
清和台南小学校)

(3) 現状で特に問題はない。

(久代小学校、川西北小学校、明峰小学校、多田小学校、  
多田東小学校、けやき坂小学校、東谷小学校、牧の台  
小学校、北陵小学校)

本審議会は、校区再編が必要なところについては、具体的な修正を様々な観点から検討した。

その他については、今後の推移をさらに見極める必要があることから中・長期の課題として提起するに止めた。

その結果は、次のとおりである。

- ① 加茂小学校・加茂西小学校・川西小学校は、元々一つの校区であったが、児童数の増加により、昭和41年には加茂小学校が川西小学校から、昭和50年には加茂西小学校が加茂小学校から各々分離開校したものである。しかし、現在では児童数がピーク時の40%に減少していること、加茂小学校と加茂西小学校が隣接しているという立地条件、施設の状況、将来的な児童数の推計及び教育的効果等から加茂小学校と加茂西小学校を統合すること。
- ② 加茂小学校区のうち寺畠1・2丁目、栄根2丁目、下加茂1・2丁目は、通学の距離と安全性、地形的な面等から川西小学校に校区を変更すること。
- ③ 統合に伴う跡地については、地域住民に十分還元できるよう利用すること。
- ④ 他の校区においても、児童数の推移、地域性等を見守りながら、必要に応じて校区の見直しを図ること。

### <審議の経過等>

伝統的な行事を中心とする地域性に着目し、下加茂1・2丁目は加茂1丁目～加茂6丁目と同一地域の校区にするのがよいとの意見があったが、現状並びに将来的な観点に立って、通学の距離と安全性、道路等の地形上の考慮を優先すべきであるとの多数意見により、前記結論となつたものである。

### <むすび>

児童・生徒数の減少は、単に川西市ののみの問題ではなく、今や社会的な問題となっている。

しかし、学校は子どもが主役であり、地域の顔でもある。また、地域活動は、子どもの社会生活に密着していることから、校区変更をするにあたっては、過去の経緯を踏まえ、地域の住民の理解が十分得られるよう配慮する必要がある。

本審議会は、常にこの視点に立って審議を行った。

教育委員会におかれましては、本答申の内容を尊重し、施策に反映されることを望むものである。

# 答申

## 答申事項

- 1 川西市立小学校及び中学校に関すること
  - (1) 通学区域制度の弾力化への取り組みについて
  - (2) 学校間の学級数アンバランスに伴う適正規模のあり方について
- 2 川西市立幼稚園に関すること
  - (1) 園区の今後のあり方について
  - (2) 幼稚園間の学級数アンバランスに伴う適正規模のあり方について

平成16年4月16日

**市立学校校区審議会**

## はじめに

川西市立学校校区審議会が初めて平成6年に開催されて以後、9年を経過しているが、この間、通学区域=校区をめぐる様々な問題が起きており、今回の審議会開催となったわけである。

通学区域制度に関する動きを見ると、平成8年に行行政改革委員会が「規制緩和の推進に関する意見（第2次）」の中で、学校選択の弾力化についての提言を行ったのを皮切りに、文部科学省が「通学区域制度の運用に関する事例集」を出すなど、国をはじめ各自治体においても活発化したが、最終的には、平成15年4月1日施行の学校教育法施行規則の改正において、学校選択制度の導入等について明記されるに至った。

この間、川西市においても、教育委員会における就学校変更基準の改正、さらには市民からの要望など校区に関する様々な弾力化に関わる動きが起きている。これに併せて、小学校、中学校の校区に関しては、地域的事情による抜本的な問題も潜在化している状況であった。

また、幼稚園に関して学校校区審議会において審議するのは初めてであるが、幼稚園の園区についても、過去から幼稚園の整備状況の影響も含め、様々な要望があり、また解決すべき課題が顕在化している状況であった。

このような状況の中で、本審議会は、重い責任を背負いながら、8回を数える審議会を開催し、慎重に、活発に、また地域の実情にも十分配慮をしながら、審議を行ったのである。

結果、本文に示したとおり答申するものであるが、すべての課題が一挙に解決するものではなく、一定の制度導入によるその導入経過を検証しながら、時代に応じた、実情に応じた対応を適宜行っていくことが重要である。

最後に、本審議会の答申を最大限尊重し、実効ある課題解決を図ることを強く望むものである。

平成16年4月

川西市立学校校区審議会  
会長 三上 和夫

## 目 次

### I 川西市における校区の現状及び課題

1 小学校及び中学校に関すること。 -----	1
(1) 通学区域(=校区)制度に関すること。 -----	1
(2) 学校の適正規模について -----	1

2 幼稚園に関すること。 -----	2
--------------------	---

(1) 園区について -----	2
(2) 幼稚園の適正規模について -----	2

### II 質問事項に係る答申

<川西市立小学校及び中学校に関すること。>

1 通学区域制度の弾力化への取り組みについて -----	3
(1) 審議経過 -----	3
(2) 通学区域制度の弾力化への方策に係る答申 -----	4

2 学校間の学級数アンバランスに伴う適正規模のあり方について -----	8
--------------------------------------	---

(1) 審議経過 -----	8
(2) 学校間の学級数アンバランスに伴う適正規模のあり方に係る答申 -----	8

<幼稚園に関すること。>

1 園区の今後のあり方について -----	9
(1) 審議経過 -----	9
(2) 新たな園区制度の導入に係る答申 -----	10

2 幼稚園間の学級数アンバランスに伴う適正規模のあり方について -----	11
---------------------------------------	----

(1) 審議経過 -----	11
(2) 幼稚園間の学級数アンバランスに伴う適正規模のあり方に係る答申 -----	11

審議経過 -----	12
------------	----

委員名簿 -----	13
------------	----

## I 川西市における校区の現状及び課題

### 1 小学校及び中学校に関すること。

#### (1) 通学区域（＝校区）制度に関すること。

児童及び生徒が就学すべき学校は、学校教育法施行令第5条の規定に基づき、児童生徒の住所地の市町村教育委員会が指定しなければならないこととなっているが、川西市においても、道路や河川等の地理的状況や地域における歴史的経緯等の実情を踏まえながら、通学区域＝校区を設定し、当該校区に基づき学校指定を行ってきてている。

現在の校区は、過去における大規模開発に伴う改正を重ねてきた中、平成9年度の加茂小学校と加茂西小学校の統廃合に伴い平成9年4月1日に改正されたもので運用がなされているところであるが、校区そのものに対する不満やミニ開発に伴う校区変更を求める要望など、現行の校区において解決をしなければならない課題を抱えている状況である。

具体的には、校区境界地域において、通学距離、生活圏、学校イメージ等を理由に、特にミニ開発、マンション建設により新たに校区内の住民となった保護者から、就学指定校の変更を希望する件数が増加している状況である。また、従前より、小学校から中学校に進学する際に、2校に分かれる学校がある一方で、小学校区と中学校区が同一である学校があるという現状も、校区をめぐる要望として現になされている。

そういう中、現状において問題となっている状況を踏まえ、今回教育委員会から「通学区域制度の弾力化への取り組みについて」意見を求めるとの諮問を受けたところである。

#### (2) 学校の適正規模について

今回教育委員会から「学校間の学級数アンバランスに伴う適正規模のあり方について」意見を求めるとの諮問を受けたところであるが、この背景として、以下に述べる状況が現状の課題としてある。

まず1点目として、平成6年度から平成15年度に至る学校基本調査に基づく各年5月1日現在での小学校及び中学校の児童・生徒数及び学級数の状況（別添資料1～2）を見ると、1学級当たりの児童・生徒数の状況、1学年当たりの学級数の状況について各学校を比較した場合に、学校間においてばらつきが生じていることが伺えるというものである。特に、小学校において、やや顕著な状況が見受けられ、さらには、平成16年度以降の推計における小学校及び中学校の児童・生徒数及び学級数の状況（別添資料3～4）についても、学校間におけるばらつきが、平成6年度から現在に至る状況と同様若しくはやや顕著となる傾向が、見受けられる。

次に、平成6年度に開催された川西市立学校校区審議会において、小学校について、学校規模、通学距離と安全性、地域の状況等から、①校区再編の必要がある学校 ②校区再編は、長期的展望に立って、検討する必要がある学校 ③現状で特に問題はない学校の3つのタイプに分類整理し、検討した結果、桜が丘小学校、緑台小学校、陽明小学校、清和台小学校、清和台南小学校については、校区再編を長期的展望に立って、検討する必要がある学校であるとする、長期の課題として提起する内容の答申が出されている。これを受け、答申後9年が経過する中、改めて現状に照らし、答申事項の確認をする必要があるというものである。

## 2 幼稚園に関すること。

### (1) 園区について

幼稚園については、過去において1小学校区に1幼稚園というようなことで幼稚園整備が南部地域から順に進められてきた経緯もあり、小学校区を基本とする中で通園区域=園区が設定されている。しかし、急激な人口増加のため財政的に公立幼稚園の整備が追いつかず、私立幼稚園を誘致することにより幼稚園整備を図ってきており、現在小学校16校に対し幼稚園18園の状況となっているものの、公立幼稚園だけに限れば10園という状況である。そのため、南部地域においては、ほぼ1小学校区1幼稚園という形で北部地域に比べ集中的に幼稚園が整備されている状況から、園区の幼稚園よりも隣接の幼稚園の方が距離的に近く、当該園区外の幼稚園に行きたいとの要望が出されている。一方で、特に北部地域においては、園区の設定範囲が広範となっている状況から、距離的な問題などの理由で公立幼稚園に通園したくても通園できない状況があるなど、園区の今後のあり方について検討をする問題が現存している状況である。

また、平成15年度に策定された「川西市幼稚園教育振興計画」においても、「公立幼稚園の教育環境の充実に対する具体的施策の一つとして、以上述べた現状に加え、適正な幼稚園環境の整備の観点から、「川西市立学校校区審議会での審議の動向を踏まえながら、園区の見直し等の検討を進めます。」との内容を掲げている。

このような状況の中、今回教育委員会から「園区の今後のあり方について」意見を求めるとの諮問を受けたところである。

### (2) 幼稚園の適正規模について

幼稚園の整備状況は先に述べたが、平成4年度から平成15年度に至る学校基本調査に基づく各年5月1日現在での公立幼稚園の園児数・学級数の推移（別添資料5）を見ると、南部地域のふたば幼稚園、北部地域の松風幼稚園において、4歳児、5歳児ともに1クラスの状況が継続しており、他の幼稚園に比べてやや突出して学

級数のアンバランスが生じているような状況である。これについては、前述した各幼稚園における園区の範囲の差違、公立幼稚園の整備状況の背景なども要因の一つと考えられるが、いずれにしても市内全域を捉えた場合において、幼稚園間の学級数アンバランスの状況が起きているのが現状である。

このような状況を踏まえ、先の園区の問題に加え、今回教育委員会から「幼稚園間の学級数アンバランスに伴う適正規模のあり方について」意見を求めるとの諮問を受けたものである。

## II 諮問事項に係る答申

<川西市立小学校及び中学校に関すること。>

### 1 通学区域制度の弾力化への取り組みについて

#### (1) 審議経過

現在、通学区域制度をめぐっては、平成8年12月の行政改革委員会「規制緩和の推進に関する意見（第2次）」において、学校選択の弾力化についての提言がなされて以後、通学区域制度の弾力化への国の動きが活発となり、最終的には、各市町村の教育委員会の判断により学校選択制度を導入できること及びその手続等を明確化するとともに、指定された就学校の変更を希望する場合の要件や手続等について各市町村において明らかにするとの学校教育法施行規則の改正が、平成15年4月1日をもって行われたところである。また、この間、関東地方を中心に、学校選択制度の導入が活発に行われている状況もある。

本審議会としては、川西市における校区問題を解決していく方策を検討するにおいて、このような国をはじめとする通学区域制度の弾力化への動きが顕著になっている状況を考慮しながら、校区の見直し、現行指定変更基準の見直し、学校選択制の導入を具体的な検討課題として審議を進めた。

その中で、まず、校区の見直しについては、今具体的に要望が出され問題が明らかとなっている地域を含め、全市的に校区の再編成を伴う議論を進めるには、改めて問題となる地域の洗い出しに加え、個別具体的な校区見直しに係る検討を行う必要があり、そのためには、様々なデータの収集、データ分析、問題点の整理、具体案の検討などを伴い、本審議会に与えられた時間的制約に照らして考えれば、到底結論を導き出せるものではない。

そこで、上述した弾力化の動きに着目し、現在具体的に問題となっている地域の状況も踏まえながら、個別の問題を全体の問題として組み直し、一定の改革原則を導き出しながら、弾力化への取り組みを行う具体的方策を探ったところである。

この方向性を具体的なものとするため、弾力化への取り組みに対する具体的提案として、既に学校選択制度が導入されている事例において問題となっている学校が

「人気校」「不人気校」に二分してゆく二極化現象等の課題を考慮に入れながら、どのように流動性に対応し、学校の安定性を確保していくのかという部分を重視し、「校区を離れることとなる学校を基準に5%を限度として、希望により学校を選択することができる」とする制度導入案をたたき台に、課題解決に向けた具体的審議に入った。

特に、審議の中で中心的な争点となったのは、学校の安定性を確保する観点からの「出る側」の学校に5%の限度枠を設けることであったが、制度導入が新たな第一歩であり、既に蓄積されたデータからの実績により5%限度枠の適否を判断できること、一定の期間ごとに制度の改変効果検証を行うこと、結果に応じ校区の見直し等の解決方法も検討できることなどで実効性を高めることができるものと判断し、以下に示す制限的学校選択制度の導入を本審議会として答申するものである。

なお、弾力化への取り組みに係る諮問に対して、今回の本審議会での論議においては、以下に提案する新たな制度の導入を答申する結果となったが、この制度導入はこれまでにない取り組みを求めるものであり、大きな問題でもあることから、以下のとおり反対意見が出されたことを付記しておくものとする。

まず1点は、①このような短期間の審議で、大きな制度を見直していくというには、余りにも十分な論議がなされていない。②弾力化への取り組みを考える前に、学校の適正規模の論議をまず第一に行うべきである。③今回の学校選択制度を導入することにより、学校、地域が混乱する、との理由から、今の段階で通学区域制度の弾力化には踏み出すべきではないという意見である。

次に、校区に係る問題は、地域においてそれぞれ様々な事情がある中で起きてきているが、教育委員会はこれまで個別裁量による一貫性のない対応を行い、校区の歪みなどの個々の構造的な問題についても手を触れてこなかったにも関わらず、地域性のある各論をおろそかにし、総論のみでの解決を図ろうとしている。また、画一的に学校の安定性のみを理由に、学校選択の範囲を校区を離れることとなる学校を基準に5%枠を設け、抽選により希望者を選別する制度導入は、地域における実情を反映しないもので、新たな混乱を引き起こすこととなる、との理由から、原則論を設けた上で、地域による柔軟性を持たせるべきであるとの意見である。

以上の反対意見は、本審議会として、無視することのできない内容であり、今回の答申を受け、教育委員会において制度導入を進めていく場合において、常にこの内容を十分に認識した上で、制度運営を行うよう強く要望するものである。

## (2) 通学区域制度の弾力化への方策に係る答申

以上述べた審議経過を踏まえ、川西市における通学区域制度について、全市的な弾力化への取り組み方策として、以下のとおり提案する。

## 1 通学区域制度の弾力化への方策

子どもが校区を離れることとなる学校を基準に5%を限度として、保護者や子どもの希望により学校を選択することができるとしている。

なお、限度枠については、障害による事由など特別の理由があると認められる場合（限定列挙することとする。）を除くものとする。

## 2 対象とする学校及び選択の範囲

### (1) 対象とする学校

弾力化の方策の対象となる学校は、市内の全小学校及び全中学校とする。

### (2) 選択ができる範囲

隣接する学校に限定する。（→参考を参照）

### (3) 小学校で学校選択を行った児童の中学校入学に係る選択

#### ア 起点となる学校

小学校で学校選択を行った児童について、中学校入学に当たって起点となる学校は、居住地に対応した校区に基づく中学校とする。

#### イ 中学校における選択方法

中学校入学に当たっては、小学校で学校選択を行っていたかどうかに關係することなく、居住地に対応した本来の校区の中学校から希望により他の中学校を選択することができるものとする。（小学校で学校選択していた児童に対する優先は、これを認めない。）

## 3 対象となる児童生徒の範囲

小学校、中学校いずれも新1年生を対象とする。

なお、入学後に、特別の事情もなく再度選択することは原則としてできない。  
(→7を参照)

## 4 希望者が限度枠を超えた場合等の取扱い

### (1) 5%の限度を超えて他校への選択を希望した場合

抽選により就学できる者を決定する。

なお、兄弟姉妹が既に希望する学校にいる場合その他特別の事由があると認める場合（限定列挙することとする。）は、優先的に希望を認め（5%の枠外）、抽選から除外することとする。

### (2) 受入校において収容能力を超えた場合

① 受入校において、校区の学校を希望する児童生徒のみで収容能力が満たさ

れる場合、当該校にあっては他校区からの希望者は受け入れしない。

② 受入校において、他校区からの希望者（兄弟姉妹が既に希望する学校にいることを理由に優先的に希望を認める者を含む。）を受け入れることができの場合に、収容能力を超えることとなった場合は、抽選により就学できる者を決定する。

## 5 制度の検証

5年おきに、5%限度枠の適否、新たな弾力化の動き等について検証を行うこととする。

ただし、現在就学指定校変更について問題となっている地域が存在していることに鑑み、制度導入後1回目の検証については、市域全体に係る問題把握を行い早期解決を図ることを目的に、3年後に行うものとする。

なお、検証の結果については、校区の線引きの全面的見直しや5%限度枠の変更など必要かつ具体的な対応を決定するものとする。

## 6 第三者機関の設置

必要に応じて、制度の運用方法、制度の改変効果検証等について判断を行う第三者機関を設置することとする。

## 7 現行の就学校変更制度

現行の就学校変更制度は、上記制度とは別のものとして引き続き運用する。

(参考)

### 選択できる学校の範囲

起点となる学校	選択できる学校の範囲
<b>小学校</b>	
久代小学校	加茂小学校
加茂小学校	久代小学校、川西小学校
川西小学校	加茂小学校、桜が丘小学校、川西北小学校
桜が丘小学校	川西小学校、川西北小学校
川西北小学校	川西小学校、桜が丘小学校、明峰小学校
明峰小学校	川西北小学校、多田小学校
多田小学校	明峰小学校、多田東小学校、緑台小学校、清和台南小学校、けやき坂小学校
多田東小学校	多田小学校、緑台小学校、東谷小学校

緑台小学校	多田小学校、多田東小学校、陽明小学校、東谷小学校
陽明小学校	多田小学校、緑台小学校、清和台小学校、東谷小学校
清和台小学校	陽明小学校、清和台南小学校、東谷小学校
清和台南小学校	多田小学校、清和台小学校、けやき坂小学校
けやき坂小学校	多田小学校、清和台南小学校
東谷小学校	多田東小学校、緑台小学校、陽明小学校、清和台小学校、牧の台小学校、北陵小学校
牧の台小学校	東谷小学校
北陵小学校	東谷小学校
<b>中学校</b>	
川西南中学校	川西中学校
川西中学校	川西南中学校、明峰中学校
明峰中学校	川西中学校、多田中学校
多田中学校	明峰中学校、緑台中学校、清和台中学校、東谷中学校
緑台中学校	多田中学校、清和台中学校、東谷中学校
清和台中学校	多田中学校、緑台中学校、東谷中学校
東谷中学校	多田中学校、緑台中学校、清和台中学校

以上の学校選択制度導入という提案については、新たな改革の一歩を踏み出すものであり、この制度が常に安定的に運用されるとともに、改革が担保される必要がある。そのため、第三者機関による制度の検証が、制度運用において非常に重要な要素となっている。また、現時点において問題となっている地域が存在していることを受け止め、2年間の実績に基づくデータ収集による検証結果を踏まえ、市域全体に係る問題把握を行い、3年後には、校区の線引きの全面的見直しや5%限度枠の変更など必要かつ具体的な対応を決定することとしており、教育委員会においては、この点、十分に認識の上、対応することが肝要である。

なお、以上提案した学校選択制度については、現状として抱える問題地域から通学区域制度に係る改善要望が出されていることなどに鑑み、速やかに導入する必要があることから、平成17年度から導入することを強く求めるものである。

また、過去において、現行の就学校変更の許可基準である転居に伴うもの、家庭の事情によるもの、心身等の事情等教育的配慮によるもの以外に、通学上特別なものとしてある意味において例外的に認められてきた地域的事例があるが、これについては、新たな学校選択制度に包括されるものとして対応すべきものであり、既に認めている児童又は生徒を除き、今後は従前に習うことなく、新たには認めないこ

ととする必要があると判断する。

## 2 学校間の学級数アンバランスに伴う適正規模のあり方について

### (1) 審議経過

学校間の学級数アンバランスに伴う適正規模の問題は、結果として、校区の線引きの見直し、あるいは統廃合というものも視野に入ってくる検討課題であるが、通学区域制度の弾力化への取り組みについて検討を行っていく上で、並行的に、また整合性に配慮しながら審議する必要がある内容でもある。

校区の見直しに係る観点については、前述したように、改めて問題となる地域の洗い出しに加え、個別具体的な校区見直しに係る検討を行う必要があり、そのためには、様々なデータの収集、データ分析、問題点の整理、具体案の検討などを伴い、本審議会に与えられた時間的制約に照らして考えれば、到底結論を導き出せるものではない。また、統廃合の観点からは、例えば、小学校で見た場合、各学年1クラスで、かつ40人学級の半分である20人程度の状況が継続的に続いている場合というのが最低基準ではないかとの専門的立場からの意見も出されるなど、長期的な課題として捉え、慎重に検討を加えていく必要がある課題である、という認識を確認し、具体的な審議を進めた。

その上で、通学区域制度の弾力化への取り組みについて、学校の安定性確保に重点を置きながら具体的な方策を検討する中にあって、制限的学校選択制が導入された場合、学校間の学級数バランスを含め、学校規模という部分に対しどのような影響を与えるのかなど、常に学校の適正規模の問題を議論の枠の中に入れながら、審議を進めていったところである。

以上のような前提を踏まえながら審議する中、少なくとも現段階においては、前回平成6年度に開催された川西市立学校校区審議会の答申内容も含めて、学校の現状を見たとき、激変、激減という状況ではなく、この数年間に著しくアンバランスを欠くこととなる学校があるとは判断できないとの結論に至った。

### (2) 学校間の学級数アンバランスに伴う適正規模のあり方に係る答申

以上述べた審議経過を踏まえ、本審議会としては、以下のとおり答申するものとする。

学校の適正規模に係る課題については、通学区域制度の弾力化への方策として導入を図る「制限的学校選択制度」による弾力運用措置の状況把握を行う中で、必要に応じて適宜適切に検討を行うことが妥当である。

なお、弾力運用措置の状況把握については、制限的学校選択制度が5年ごとに行

うこととしている制度の検証の中で実施することが肝要である。

### <幼稚園に関すること。>

#### 1 園区の今後のあり方について

##### (1) 審議経過

本審議会において、幼稚園の園区をめぐる問題に対する対応策について出された意見の概要は、大別すると以下のとおりである。

###### ア 実態からの園区拡大等に対する要望等の状況

距離的に園区外の幼稚園の方が近い場合や通園の安全を考えれば園区外の幼稚園の方が望ましい場合でも、園区が決まっている以上行けない。隣接の園区まで選択の範囲を拡大することで、これら要望の多い問題については解決できる。

###### イ ブロック制による選択

幼稚園と小学校との接続の問題を考える必要はないことを前提に、できるだけ近い、送り迎えも楽なところということで考えると、地域を考慮し幾つかのブロック制にしてその中の選択制とする。

###### ウ 全面自由化

暫定的にブロックで分けるよりも、自由化というものが一体どういう方向に向かっていくのか、市民の意見が、自由化に対してどういう反応を示すかということを見る良いチャンスと捉え、全面自由化が望ましい。

###### エ 制度的議論の整理

小・中学校の校区については、「人気校」「不人気校」に二分してゆく二極化現象等の課題を考慮に入れながら、どのように流動性に対応し、学校の安定性を確保していくのかという部分を重視し、5%枠を設けた。これは、混乱が起きるかどうかという視点での結論であり、この点、幼稚園については、同様に考える必要はない。

現行の園区を維持するのみでは問題があるという状況認識が一致している中、方向性としては、園区を取り扱うか、拡大するかであるが、いずれもより広い地域から園児を集めという意味では同じ方向である。相違点は、園区を取り扱うことについては、歩いて通うことを前提とすればリスクは生じないとの考え方に対し、園区の拡大は、リスクが生じるかも知れないので、自由化より少し園区を広げるというような形の方がリスクが少なくて済むのではとの考え方である。

以上の論議を前提とし、具体的審議を図るために、「現行の園区は残しながら、市内全域の他園への就園を希望することができる」とする制度導入案をたたき台に検

討を進めた。

審議の中で争点となったのは、定員を超えた場合に抽選を行うという前提に立った場合、現行園区を残し、園区内希望者を優先した上で他園からの就園希望を認めることについて、結果として隣接園区からの就園希望が制限されるのではという点である。

この点、ブロック制的な考え方の中での選択制、募集の段階で希望順位を聞き、希望順位に応じて配慮を行う、優先順位を決め、優先順位ごとに段階的に募集し抽選するなどの意見が交わされたが、現行園区内の園児を優先することにより自由化に対する一定の歯止めを行いながら、平等に市内全域から自由に選択できるという自由化を図るという内容を総合的に評価し、以下に示す制度の導入を本審議会として答申するに至ったものである。

## (2) 新たな園区制度の導入に係る答申

以上述べた審議経過を踏まえ、川西市における幼稚園に係る園区について、全市的な制度として、以下のとおり提案する。

幼稚園における園区については、現行の園区を基本としつつ、市内全域の他園への就園を希望することができるものとする。

### 1 対象となる園児

対象となる園児は、新規募集に係る園児及び途中入園に係る園児（ただし、幼稚園の定員に空きがある場合に限る。）とする。

### 2 実施時期

実施時期は、4歳児については平成17年度の入園に係る新規募集からとし、5歳児については平成18年度の入園に係る新規募集からとする。

### 3 募集に係る優先及び定員超過等の取扱い

#### (1) 園区内の幼稚園を希望する限り、これを優先することとする。

ただし、園区内の幼稚園を希望する園児のみで定員を超えた場合は、抽選により就園できる者を決定する。この場合、園児が双子以上のときは、これを1組とみなすものとする。

#### (2) 他園区からの希望者を受け入れることができる場合に、定員を超えて希望があった幼稚園については、抽選により就園できる者を決定する。この場合、園児が双子以上のときは、これを1組とみなすものとする。

ただし、兄弟姉妹が既に希望する幼稚園に在園する場合は、優先的に希望を認め、定員を超えない限り抽選から除外することとする。

- (3) 当初の募集で定員に満たなかった幼稚園（入園決定後欠員が生じた場合を含む。）については、第2次募集を行うものとする。

#### 4 通園の条件

通園に当たっては、徒歩又は公共交通機関の利用による通園を基本とする。

### 2 幼稚園間の学級数アンバランスに伴う適正規模のあり方について

#### (1) 審議経過

前述した現状のとおり特定の幼稚園において、他園に比べ学級数のアンバランスが生じていることが、資料からも明らかな状況であるとの認識は、本審議会においても、確認をしたところである。

しかしながら、園区をめぐる問題について議論を進める中、上述のとおり答申を行うこととなった結果を考慮すると、現時点の状況のみをもって、幼稚園の適正規模に対する結論を導き出すことは、適切ではないとの判断に至った。

#### (2) 幼稚園間の学級数アンバランスに伴う適正規模のあり方に係る答申

以上述べた審議状況を踏まえ、本審議会としては、以下のとおり答申するものとする。

幼稚園の学級数アンバランスに伴う問題については、新たな園区に係る全市的な制度が運用され、その実績状況を踏まえた上で、改めて状況把握を行った上、必要に応じて検討を行うことが妥当である。

なお、制度運用に係る実績状況の状況把握については、小学校及び中学校に係る制限的学校選択制度において行われる制度検証と並行して実施することが適当である。

# 答申

## 答申事項

- 1 川西市立学校における校区外就学希望制度に係る運用方法、改変効果の検証について
- 2 川西市立幼稚園における新たな園区制度の運用状況に係る検証について

平成19年3月12日

川西市立学校校区審議会

## I 川西市立学校における校区外就学希望制度に係る運用方法、改変効果の検証について

### 1 審議会の結論

川西市立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則（以下「規則」という。）付則第2項及び第3項の規定に基づく同規則の施行後2年経過に伴う校区外就学希望制度の検証に対する結果については、現時点においては安定的な制度運用結果というべきであり、制度の内容改訂、校区の線引きの見直し等直ちに特段の対応を要すべき状況にはないものと判断する。

しかしながら、引き続き運用状況について、その経過を見定めていくことが重要であることは、言うまでもない。さらには5年ごとの検証はもとより、検証時期以外での急激な状況の変化等についても、5年ごとの検証を理由に、その対応を疎かにすることのないよう申し添える。

なお、5%限度枠超過による抽選の実施に伴う救済措置として、新たに以下のとおり繰り上げ措置を制度化するよう提言する。

- 1 5%限度枠超過に伴う抽選により当選しなかった者に対する繰り上げ措置
  - (1) 5%限度枠超過に伴う抽選により当選しなかった者については、上位の者から補欠として登録を行う。
  - (2) 5%限度枠超過に伴う抽選により当選した者が辞退等をしたときは、当選しなかった者について補欠上位の者から繰り上げて就学希望者とする。
- 2 繰り上げにより就学希望者となった者の希望校における受入可能人数との調整
  - (1) 希望校において、受入可能人数を超えないため抽選をしていない場合
    - ア 繰り上げにより就学希望者となった者を含めても、受入可能人数を超えないときは、希望校を就学すべき学校として指定する。
    - イ 繰り上げにより就学希望者となった者を含めることにより、受入可能人数を超えることとなるときは、新たに抽選を実施することはできないため、補欠として登録する。
  - (2) 希望校において、既に受入可能人数を超過し、抽選を実施している場合  
補欠登録されている名簿の下位に補欠として追加登録する。

### 2 校区外就学希望制度に係る検証の意義

川西市における校区外就学希望制度は、通学距離、生活圏等の問題を背景に就学校

変更を希望する保護者の増加、また過去における許可基準外での就学校変更許可の事実、さらには校区の線引きに関する要望等の校区を巡る問題を解決することを目指して平成17年度新入学者からその導入がなされたところである。

すなわち、許可基準を定め就学校変更制度として従前より運用されている、転居に伴うもの、家庭の事情によるもの、心身等の事情等教育的配慮によるものとは別の次元で、保護者や児童、生徒本人の希望による就学校の指定を可能にしようとするものである。

ただし、この場合に、学校の安定性を確保する観点から、出る側として5%の限度枠を設けることとしており、その運用状況によっては、限度枠の変更など制度そのものの見直し、さらには必要に応じ校区の見直しを行うことが求められることが予想され、新たな問題を惹起する可能性がある。

そのため、平成15年に開催された川西市立学校校区審議会（以下「前回の審議会」という。）の答申では、制度の定期的な検証を義務づけるとともに、「新たな改革の一歩を踏み出すものであり、この制度が常に安定的に運用されるとともに、改革が担保される必要がある。そのため、第三者機関による制度の検証が、制度運用において非常に重要な要素となっている。また、現時点において問題となっている地域が存在していることを受け止め、2年間の実績に基づくデータ収集による検証結果を踏まえ、市域全体に係る問題把握を行い、3年後には、校区の線引きの全面的見直しや5%限度枠の変更など必要かつ具体的な対応を決定することとしており、教育委員会においては、この点、十分に認識の上、対応することが肝要である。」とし、定期的に実施する制度検証が、校区外就学希望制度の安定的な運用にとって必要不可欠のものとして、教育委員会に注意を喚起しているところである。

今回新たに開催された川西市立学校校区審議会においても、この点十分に認識をし、制度の運用方法、改変効果に対する検証の重要性を再確認した上で、以下のとおり過去2年間の実績を分析し、当面の対応について審議を行ったものである。

### 3 審議会の審議経過

審議会は、教育委員会から提出のあった平成17年度及び平成18年度の校区外就学希望申請及び受入校別就学希望者の状況（資料1）及び校区外就学希望申請者の希望理由の状況（資料2）、入学者に対するアンケート結果（資料3）を基に、新たに導入された校区外就学希望制度についての制度検証を行った。

#### (1) 校区外就学希望制度の運用実績

校区外就学希望制度の2か年の運用結果をまとめると、次のとおりである。

##### ア 小学校

校区外の小学校への就学を希望し申請をした者の状況を見ると、全校ベースで

は平成17年度38人、平成18年度40人となっている。これを、各校別に見ると、兄姉在学による兄弟優先を除き、すべての小学校において出る側の制限として設けられた5%限度枠の範囲内の申請数となっており、抽選は実施されていないという状況である。

次に、希望者の確定を受け、受入校別に希望者を振り分けた結果、平成17年に川西小学校において、受入枠5人に対し7人の希望者があり、抽選を実施している以外は、すべて希望どおり校区外の小学校への就学が認められたものとなっている。

#### イ 中学校

次に、中学校の状況を見ると、校区外の中学校への就学を希望し申請した者は、全校ベースでは平成17年度36人、平成18年度30人となっている。これを、各校別に見ると、平成17年度の多田中学校のケースを除けば、兄姉在学による兄弟優先を除外した5%限度枠の対象となる申請者数は、限度枠の範囲内で収まつたものとなっている。

多田中学校においては、5%限度枠が14人であるところ、校区外就学希望申請者が兄弟優先枠の1人を除き18人であったため、4人が抽選により希望が叶わず、落選という状況に至っている。

次に、希望者の確定を受け、受入校別に希望者を振り分けた結果については、平成17年度、平成18年度ともに、すべての中学校においてそれぞれの受入枠の範囲内の希望者数となり、希望どおり校区外の中学校への就学が認められたものとなっている。

#### (2) 運用実績に対する分析、評価

2か年の運用実績の概要は、上述したとおりであるが、審議会における制度の改訂等の具体的な対応も視野に入れた中での制度検証という役割において、この上述した2年間の運用実績をどう分析し、どう評価するのかということが、重要な問題である。

この点、審議会において問題となったのは、まず1点目として、制度導入初年度の平成17年度入学において入学希望者を決定する段階で中学校で1校、校区外での就学を決定する段階で小学校で1校、それぞれ5%限度枠、受入枠の制限により抽選が実施されたものの、2年目の平成18年度入学においては抽選は実施される状況はなく、全員が希望どおり校区外就学が認められていることを、どのように評価するのかということである。特に、アンケートの結果から、抽選があることを憂慮し、申請をしなかった者が少なからずいることが明らかになっていることをどのように理解し、課題として捉えるのかということである。

次に、2点目として、抽選の実施によりたった数名が落選することに対する配慮

がなされるべきではないかとの、抽選のあり方についての問題が指摘されたところである。

まず、1点目の問題点についてであるが、平成17年度は抽選を実施、平成18年度はすべて枠内に収まったことについて、1回でも抽選を実施するという事態が起きている以上、制度が安定的に運用されているという評価は軽率にすべきではないという意見、また特に2年度目においては、アンケート結果から、抽選がなければ申請をしていたという潜在的な申請者が見受けられることは看過できず、制度の運用について検証を行うに当たっては、これを含めて評価すべきとの意見が出された。

これに対し、前回の審議会において、5%という限度枠は、コミュニティと学校との関係、学校の安定性、さらには制度自体の安定性の観点等を考慮した上で設定を見たものであり、ある意味において、地域によっては相当の流動性が予想される中、制度の変動を見込みながら流動的な対応を図ることを主眼に、5年に1度運用実績に基づく検証を、さらにはその中間点として、相当強い流動性が起きる可能性が予想されたため、2年の運用実績に基づく検証を設けており、その観点から上述の問題に対する評価を審議会として行った。

その意味で、今回の制度発足後2年を経過した時点での検証としては、相当強い流動性というものが実際に起きているのか、また現状が著しく保護者等のニーズとかけ離れたものとなっているかを分析、評価することが重要であるところ、抽選があるから申請しなかった、あるいは抽選の結果落選した等の個々の状況においての不満はあるものの、制度自体を変えるところまでの状況とは判断できないとの結論に至ったところである。

次に2点目の抽選のあり方の問題、つまりは5%限度枠、受入枠を超過した場合に発生する抽選において2~3名程度の落選者が出ていた場合、その程度の希望者を救えるような仕組みを作っても、制度そのものに問題は起きないのではないかという意見である。

この点、方法として、5%限度枠を「原則として」というような考え方を取り入れ、2~3名程度であれば当選者とができるようになりますかとの意見も出された。しかしながら、前回の審議会においては、通学区域制度を弾力化、いわゆる柔軟にし、開発等に伴う就学校の変更希望の増加等の課題に対応して行こうという制度導入の趣旨から、過去の実績を踏まえると5%「程度」を設定すれば概ね課題解決に至るであろうとの判断をし、この場合、超過したときには抽選制を前提としていることから、数を限定しないといけないということが必然的に伴うものであること、そして、「原則として」という表現は、例外を予想せしめるようなルールとなり、ルールではなくなってしまうという問題が起きることとなることから、「原則として」という考え方を取り入れることについては無理があるとの結論に至

った。

このような経過を踏まえた中で、事務局から以下の提案がなされた。

現行制度では、受入枠の超過に伴う抽選で落選した場合は、当該落選者を補欠として登録し、入学辞退者等の状況に応じて繰り上げて当選者とすることとしているが、5%限度枠の超過に伴う抽選で落選した場合は補欠登録による繰り上げ対応がない。そこで、落選者に対する救済措置として、新たに5%限度枠の超過に伴う抽選の場合においても、落選者の補欠登録による繰り上げ措置を実施しようというものである。

「原則として」という考え方を取り入れることについては、上述のとおりの結論となつたが、この2か年の制度運用を見る限り、一定の評価ができる形で機能してきており、制度改変という状況までには至っていないということができるものの、落選という事実を受け止めた場合においては、可能な部分での柔軟な措置というものは憂慮すべきと言える。その意味で、5%限度枠の超過に伴う抽選においても、受入枠の場合と同様に、その落選者に対する繰り上げ措置を導入するという事務局提案については、2か年の運用実績を踏まえた段階においてでき得る制度変更としては、一定の意義があるものと評価できるとの判断に至つた。

その中にあって、現実の落選者数から判断すれば、5%の限度枠を7%に引き上げることによって対応するという考え方もあるのではとの意見も出された。これについては、限度枠の変更が、必ずしも制度全体に重大な影響を与えるとは言えないものの、2か年の運用実績に基づく検証ということを考慮すれば、今後兄弟枠による校区外就学者の増加等も考えられ、さらに運用状況を注視する中で検討していくべき課題であるとの判断に至つた。

以上の経過を踏まえ、頭書の「審議会の結論」のとおり答申をするものである。

## II 川西市立幼稚園における新たな園区制度の運用状況に係る検証について

### 1 審議会の結論

適正な幼稚園運営という視点からやや問題を内包している幼稚園が一部に指摘できるが、直ちに対応を図る必要がある状況には至っておらず、今後とも慎重に経過を追跡していくことが重要であると判断する。

### 2 新たな園区制度に係る検証の意義

前回の審議会は、川西市における幼稚園が、南部地域はほぼ1小学校区1幼稚園という形で整備されている状況にあるのに対し、北部地域では園区の設定範囲が広範と

なっている状況から、園区の幼稚園よりも隣接の幼稚園の方が距離的に近く、当該園区外の幼稚園への入園要望が出されていることや距離的な問題などの理由で公立幼稚園に通園したくても通園できないという問題を抱えている状況を踏まえ、今後の園区のあり方について審議を行った結果、「現行の園区を基本としつつ、市内全域の他園への就園希望を認める」新たな制度の導入を答申し、課題解決を図った。

と同時に、前述の幼稚園間における園区の範囲の差異、南高北低の幼稚園の整備状況などを背景として幼稚園間の学級数のアンバランスの状況が生じている問題について、幼稚園の適正規模のあり方について審議を行ったが、現状について認識をする中、新たな園区制度の運用実績を踏まえて状況把握を実施することが適切との判断を行っている。

その結果、状況把握のタイミングとして、小学校及び中学校に係る校区外就学希望制度において実施される制度検証に並行し実施することとし、状況把握の結果に応じ、適正規模に対する課題について必要な検討を行うこととしている。

以上の経過を踏まえ、改めて本審議会は、教育委員会からの諮問に応じ、新たな園区制度の運用実績を踏まえた上で幼稚園の適正規模のあり方等について審議を行ったところである。

### 3 審議会の審議経過

審議会は、教育委員会から提出のあった平成17年度及び平成18年度における新たな園区制度による入園募集結果（資料4）を基に、その運用実績について審議を行った。

運用実績から浮かび上がる問題として、前回の審議会においても検討の対象となつたふたば幼稚園を含め、川西幼稚園の2園において、平成17年度の園児数が募集人員の半分以下の充足率になっていることが挙げられた。新たな園区制度の導入により園区外の幼稚園への入園希望が認められることとなっている状況の中で、定員充足率が半分以下という事態については、財政の効率的運用という観点や園児への幼児教育の最適な環境ということからも問題があると指摘せざるを得ないものである。

この点、このような状況が、2年も継続するということであれば、廃園の検討の対象と言わざるを得ないとする意見も考えられるが、平成18年度の状況を見ると、2園ともに改善を見て半数を上回る結果となっており、継続的に園児減少の傾向があるとの判断を行うまでには至っていない。

のことから、直ちに結論を出すという状況にあるとは判断できないものであり、「審議会の結論」のとおり引き続き状況を見守っていくこととの結論に至ったところである。

# 答申

答申事項

多田院西2丁目5番及び多田院字滝ヶ原、駒塚、井戸ヶ上の校(園)区変更について

平成20年5月29日

川西市立学校校区審議会

## 多田院西2丁目5番及び多田院字滝ヶ原、駒塚、井戸ヶ上の校（園）区変更について

### 1 審議会の結論

多田院西2丁目5番及び多田院字滝ヶ原、駒塚、井戸ヶ上について、多田小学校、多田中学校、多田幼稚園から清和台南小学校、清和台中学校、清和台幼稚園に校（園）区を変更することが、妥当であると判断する。

ただし、混乱を避けるため、実施前に地域との合意形成を図るよう申し添える。

### 2 校区変更の意義

当該地区については、県道の歩道整備が不十分であることから、通学上の安全確保を理由に、就学校変更を特別に許可されてきたところである。また、校区外就学希望制度導入後は、これにより対応されてきた経緯がある。

しかしながら抜本的な解決には至らず、今後歩道が整備される可能性が極めて低いことや、地域的に清和台団地と一体として考えられること、また地域住民から校（園）区変更の要望が出されているのが現状である。

### 3 審議の経過

#### （1）通学上の安全確保について

現在の多田方面への通学路の状況は、歩道はあるものの幅が非常に狭い上に、交通量も多く、また将来的に、歩道整備が行われる可能性が極めて低い。対して清和台方面への通学については、交通量が多いものの、多田方面に比べ歩道の幅が広く、通学上の安全確保という面から考えて、清和台方面へ通学する方が妥当である。

#### （2）地域への影響について

対象地域の世帯数が10世帯程度ということと、地域的に清和台団地と一体とみることができ、コミュニティに関する懸念も比較的少ないと考える。

以上のような審議の結果から冒頭の結論に至ったものである。

# 答申

答申事項

川西市立学校における校区外就学希望制度の運用に係る検証について

平成21年7月8日

川西市立学校校区審議会

## 川西市立学校における校区外就学希望制度の運用に係る検証について

### 1. 審議会の結論

施行後5年経過に伴い本制度を検証した結果、一部の学校では抽選があり、落選する者が出ており、検討すべき課題はあるものの、全体として見ると5%の枠に収まっており、現時点では安定的に運用されている。校区外就学希望制度については、直ちに制度の見直しを行う状況にないものと考える。

今後も申請状況を毎年確認することとし、制度の見直し等、5年ごとの検証時期にとらわれず、柔軟に対応することができるよう申し添える。

### 2. 校区外就学希望制度に係る検証の意義

本制度は、通学距離や生活圏等の問題、校区に関する要望等についての問題などを解決するため、平成17年度の新入学生から導入されたものである。これは、個別の事情による従来の就学校変更申請とは別に、保護者や子どもの希望を取り入れた、新しい制度として実施されたものである。

ただし、自由校区による学校選択制とは異なり、5%の限度枠や隣接校区に限定するなど、一定の制限を設けており、運用状況によっては制度の見直し等、必要となる可能性が考えられる。

このため、制度導入時の答申では、制度の定期的な検証を要請しており、これにより2年経過後の平成18年度に1回目の制度検証を行っている。この時には、人数制限による抽選の実施に伴う救済措置として、繰り上げ措置を制度化するよう提言したものの、制度の内容改訂等については、特段の対応を要すべき状況にはないという答申を行った。

今回、制度運用から5年が経過し、定期的な検証を行う必要があることから、この間の実績を分析し、今後の対応について審議を行った。

### 3. 審議会の審議経過

審議会は、教育委員会から提出のあった、「校区外就学希望申請状況」及び「校区外就学アンケート集計」、「アンケート感想・自由意見」、「校区外就学希望申請に係る住所別希望校、希望理由の状況」、「校区外就学を申請した保護者の感想・意見」を基に、制度検証を行った。

#### (1) 校区外就学希望制度の運用実績

5年間の運用結果は、次のとおりである。

##### ア 小学校の申請状況

校区外の学校へ就学を希望申請した者は、平成17年度37名、平成18年度40名、平成19年度37名、平成20年度56名、平成21年度44名となっている。

学校別に見ると、平成19年度の多田小学校、平成20年度の川西北小学校で抽選となっている。

平成19年度、多田小学校、限度枠7名、希望者8名、落選者1名。

平成20年度、川西北小学校、限度枠4名、希望者10名、兄弟優先1名、落選者5名という状況である。

次に希望者確定後、受入校別に振り分けたところ、平成17年度の川西小学校で抽選となつた以外は、希望どおり就学が認められたものとなっている。

平成17年度、川西小学校、受入枠5名、希望者7名、落選者2名という状況である。

#### イ 中学校の申請状況

校区外の学校へ就学を希望申請した者は、平成17年度35名、平成18年度30名、平成19年度38名、平成20年度54名、平成21年度41名となっている。

学校別に見ると、平成17年度の多田中学校、平成19年度の川西中学校、平成20年度の川西中学校、多田中学校、緑台中学校、平成21年度の緑台中学校で抽選となっている。

平成17年度、多田中学校、限度枠14名、希望者19名、兄弟優先1名、落選者4名。

平成19年度、川西中学校、限度枠11名、希望者14名、兄弟優先1名、落選者2名。

平成20年度、川西中学校、限度枠11名、希望者17名、落選者6名。

平成20年度、多田中学校、限度枠15名、希望者20名、兄弟優先1名、落選者4名。

平成20年度、緑台中学校、限度枠6名、希望者10名、兄弟優先1名、落選者3名。

平成21年度緑台中学校、限度枠6名、希望者7名、落選者1名という状況である。

#### ウ 兄弟優先の状況

校区外の学校へ就学を希望申請した者の内、既に兄姉が在籍している者は、

平成17年度、小学校4名、中学校1名。

平成18年度、小学校11名、中学校1名。

平成19年度、小学校6名、中学校1名。

平成20年度、小学校13名、中学校3名。

平成21年度、小学校17名、中学校1名となっている。

#### (2) 運用実績に対する分析、評価

当初5%限度枠を設けた根拠は、流出する子どもが最大10%までであれば、学校の安定的な運営を確保できると考え、兄弟優先も考慮して5%と定められたものである。過去5年間の実績を見ると、一部抽選となった学校があったものの、全体とすれば5%の枠内に収まっているものと判断する。また兄弟優先について、想定していたよりも人数が少なく、5%を拡大しても良いのではないかという意見もあったが、安易な枠の拡大は、保護者や地域の負担、学校やコミュニティの混乱を招く恐れがあるため、慎重に取り扱う必要があると結論づけた。

特定の地域について、他の地域より申請者が多くなっているが、現状は上述したように、ある程度枠の中に収まっているものと判断し、直ちに何らかの措置を講じる必要はないと考えるが、今後の申請状況によっては、5年ごとの検証時期にとらわれず、制度の見直し等を行うことも必要であると考える。

アンケートの感想・自由意見を見ると、制度に賛成的な意見が多く見られ、本制度に対しある程度理解を得られている一方、反対意見や制限に関する意見なども一定ある。これを制度の見直しについての課題として議論を行ったが、多様な意見を踏まえ、内容改訂については慎重に対応する必要があり、当面は現状の運用で様子を見ることが妥当ではないかと考える。

以上の経過を踏まえ、頭書の「審議会の結論」のとおり答申するものである。

# 答申

## 答申事項

ふたば幼稚園を廃園し加茂幼稚園に統合することに伴う園区の設定について

平成23年6月28日

川西市立学校校区審議会

ふたば幼稚園を廃園し加茂幼稚園に統合することに伴う園区の設定について

## 1 審議会の結論

統合後の加茂幼稚園区は、現行の加茂幼稚園区とふたば幼稚園区を合わせた園区が妥当であると判断する。

## 2 審議の経過

二つの幼稚園を統合した場合、園区も統合することは原則に沿ったものであるということや、川西市の園区制度が、園区を基本としながらも他園に通園できる制度となっていることから、冒頭の結論に至ったものである。

# 答申

## 答申事項

- 1 川西市の今後の学校校区のあり方について
- 2 川西市立小学校および中学校の校区に関すること
  - (1)多田中学校及び緑台中学校の校区変更について
  - (2)校区変更の要望について

平成24年12月21日

**市立学校校区審議会**

## はじめに

川西市においては、道路や河川等の地理的状況のほか、地域の歴史的な経緯や実情を考慮し校区が設定されている。一方で、1・5年ほど前から校区境界地域における小規模な開発に伴い、新たに住民となった保護者から、通学距離や生活圏等を理由に隣接校区への就学希望が増加してきた経緯がある。平成15年4月1日に施行された学校教育法施行規則の改正で通学区域制度の弾力化が明記されたこともあり、川西市では校区を巡る問題の解決を目的に、平成17年度に「川西市立学校校区外就学希望制度(※)」を導入し、以後、一定の対応を行ってきたところである。

制度の導入により、一定の成果はあったと見込まれるもの、校区等に関する教育環境の変化や保護者ニーズの多様化などを背景に、校区変更の要望や「川西市立学校校区外就学希望制度」に対する改善の要望など、新たに解決すべき課題が顕在化している状況である。こういった現状や課題を踏まえ、諮問された事項について、以下のとおり答申するものである。

※校区外就学希望制度…小学校または中学校へ入学するときに、隣接する校区の学校へ、希望申請のうえ就学できる制度。校区外の学校へ入学希望できる人数（5%限度枠）や校区外から受け入れ出来る人数（受入枠）に制限がある。

### 1. 川西市の今後の学校校区のあり方について

川西市において、小学校では昭和55年度の15,993人をピークに、平成24年度現在、8,805人まで児童数が減少している。また、中学校では昭和60年度の8,024人をピークに、平成24年度現在、4,335人まで生徒数が減少している。

さらに、各地域の年齢構成の変化により、学校間でその規模に大きな格差が出ている状況である。

本審議会では、少子化の進行に伴う児童・生徒数の減少など、今後の社会状況の変化を見込み、効果的な学校運営や教育機会の均等、地域社会との関係など、様々な視点から校区のあり方について慎重に議論を進めてきた。

議論の結果、校区の決定にあたっては、次に掲げる三つの原則に基づくことが望ましいと考える。

一つ目の原則は「各学校の教育の十全な展開と学校間の教育上における平等性の確保」である。これは最も重要な原則で、学校間の規模の差によって、教育環境が著しく不平等にならないよう、子ども達に標準的な学校教育を保障することが必要である。

二番目として「通学上の安全と利便性の保持」である。子ども達が安心して学校教育を受けられるよう、通学距離や通学路の安全性に配慮する必要がある。

三番目は歴史的経緯や地形を背景にした「校区と地域の関係性への配慮」である。学校と地域は密接に関わっていることから、その関係性に配慮を要するべきである。

以上、三つの原則を状況に応じて総合的に勘案し、校区を設定すべきであると考える。

## 2. 川西市立小学校および中学校の校区に関するこ

### (1) 多田中学校及び緑台中学校の校区変更について

平成24年5月1日現在、緑台中学校は10クラス（特別支援学級2クラスを含む）・279人、多田中学校は25クラス（特別支援学級2クラスを含む）・862人となっている。緑台中学校及び多田中学校在籍の生徒が居住している多田グリーンハイツは、昭和40年代に開発された大規模団地の一つで、近年では高齢化が急速に進んでいることもあり、今後の人口推計を勘案しても、両校において同様の格差が続く見込みであり、隣接する学校間で規模の格差により、教育の十全な展開と教育上における平等性の確保が困難な状況にある（資料1参照）。

また、校区と地域の関係性への配慮の観点からも、緑台小学校区及び陽明小学校区は一つのコミュニティであることから、校区を一体として考えることに妥当性が認められた。以上の理由により緑台1丁目から5丁目を多田中学校区から緑台中学校区へ変更することが望ましいと判断する（資料2参照）。

なお、校区を変更する場合には、当該地区の子どもや保護者、地域の方々に対し十分周知を図ることや、原則は緑台中学校への就学とするものの、兄弟姉妹の関係を考慮し、2年間は多田中学校への就学を認める経過措置を講じることが必要であると考える。また、変更の時期については、十分な周知期間が必要であるものの、教育上における平等性を速やかに確保するという観点から、平成26年度の新入学生からの変更を実施の目途として進められることを望むものである。

### (2) 校区変更の要望について

校区変更の要望については、学校と地域社会が、歴史的経緯も含めて密接な関係にあることを考慮し、ある程度の大きさをもった地域団体の総意として受けることが望ましい。

これらのことと踏まえ、現在、継続的に校区変更などの要望が出されている一部の地域については、三つの原則に基づき、現状では校区変更を行わないことが妥当である。

しかしながら、小学校時代の交友関係は、中学校生活において生徒が円滑に教育活動を行うために有意義であることを考慮すると、小学校入学時に「川西市立学校校区外就学希望制度」を利用し就学した場合には、就学した小学校の属する中学校区の中学校へ、受入枠にかかわらず入学できることが望ましい。ただし、中学校区が複数となる小学校に就学した場合は、所定の規定を検討する必要があると考える。

また、同制度上の兄弟姉妹優先の者についても、教育的な配慮から受入枠にかかわらず入学できることが望ましいと考える（資料3参照）。

平成27年1月30日

川西市教育長 牛 尾 巧 様

川西市立学校校区審議会  
会長 山 内 乾 史

校区外就学希望制度の検証について（答申）

標記の件について、慎重に審議を行った結果、次のとおり答申いたします。

# **答 申**

**答申事項**  
校区外就学希望制度の検証について

**川西市立学校校区審議会**

## 校区外就学希望制度の検証について

### 1. 校区外就学希望制度に係る検証の意義

本制度は、通学距離や生活圏等の問題、校区に関する要望等についての問題などを解決するため、平成17年度の新入学生から導入されたものである。これは、個別の事情による従来の就学校変更申請とは別に、保護者や子どもの希望を取り入れた、新しい制度として実施されたものである。

ただし、自由校区による学校選択制とは異なり、5%の限度枠や隣接校区に限定するなど、一定の制限を設けており、運用状況によっては制度の見直し等、必要となる可能性が考えられる。

このため、制度導入時の答申では、制度の定期的な検証を要請しており、これにより2年経過後の平成18年度に1回目の制度検証を行っている。この時には、人数制限による抽選の実施に伴う救済措置として、繰り上げ措置を制度化するよう提言したもの、制度の内容改訂等については、特段の対応を要すべき状況にはないという答申を行った。

また、平成21年度に5年経過後の制度検証においても抽選による落選者がいるという課題はあるものの、5%枠内で安定的に運用されていることから直ちに制度の見直しを行う状況にないという答申を行った。

平成24年度には、本制度を利用して就学した小学校の属する中学校区への就学（小中連動）及び本制度上の兄弟姉妹優先の者も受入枠にかかわらず就学できる（兄姉優先）ことが望ましいとの答申により平成26年度入学者から運用している。

制度の運用については、これまでに上記の見直しが行われている。制度導入から10年が経過し、定期的な検証を行う必要があることから、過去5年間の運用状況を確認し、今後の対応について審議を行った。

### 2. 審議会の審議経過

審議会は、教育委員会から提出のあった、「校区外就学希望申請状況」及び「校区外就学アンケート集計」、「アンケート感想・自由意見」、「校区外就学希望申請に係る住所別希望校、希望理由の状況」、「校区外就学を申請した保護者の感想・意見」を基に、制度検証を行った。

#### (1) 校区外就学希望制度の運用実績

5年間の運用結果は、次のとおりである。

##### ① 小学校

年度	校区外就学希望申請者数	申請者のうち兄姉の在籍者数	5%限度枠				
			抽選校	限度枠数	希望者数	兄姉優先	落選者数
22	48	17	川西北小学校	4	12	2	6
			多田小学校	5	12	4	3
23	49	15	川西北小学校	4	10	2	4
24	35	12	川西北小学校	4	9	3	2
25	38	10	-	-	-	-	-
26	40	16	-	-	-	-	-

※受入枠について、各年度とも抽選はなく希望どおり就学が認められた。

## ② 中学校

年度	校区外就学希望申請者数	申請者のうち兄姉の在籍者数	5 %限度枠				
			抽選校	限度枠数	希望者数	兄姉優先	落選者数
22	63	11	川西中学校	11	26	4	11
			緑台中学校	4	10	3	3
23	76	8	川西中学校	12	23	1	10
			多田中学校	16	23	2	5
24	53	6	多田中学校	16	22	3	3
25	56	7	多田中学校	16	21	2	3
26	55	6	-	-	-	-	-

※受入枠について、各年度とも抽選はなく希望どおり就学が認められた。

※平成26年度入学者より就学希望で運用している小中連動の状況は、10名であった。

## (2) 運用実績に対する分析・評価

アンケートの感想・自由意見を見ると、小学校では、制度に賛成的な意見が約45%、人數制限等に対する意見が約11%、反対意見、必要性を感じないなどの意見が約5%、兄弟に関する制限に対する意見及び校区の見直し等に関する意見が約4%、制度に対する不安、疑問に関するものが約3%、自由校区的な意見が約2%、従来の区域外許可基準に関するものが約1%、その他が約25%となっている。

中学校も小学校とほぼ同様となっており、本制度について一定の理解を得られているものの少数ではあるが制限に関する意見や反対意見もあった。

5%限度枠については、一部の学校で抽選はあったが5年間の運用状況から見ると5%の枠内で運用が妥当と考えられる。

また、本制度の運用により地元地域の行事や活動の参加に一部影響をきたしているとの意見もあったが、本制度の趣旨について、保護者や子どもに一層の周知を図ることも必要であると考える。

## 3. 審議会の結論

本制度導入以降、抽選による繰り上げ措置や就学した小学校の属する中学校区への就学（小中連動）及び受け入れ時も申請時と同様に兄弟姉妹を優先する措置（兄姉優先）を導入するなど制度運用面で見直しがなされてきた。

平成22年度から5年間の本制度の検証においては、一部の学校で抽選があり、落選する者が出てるもの、全体としては、5%の枠で運用されていると考える。

これらのことから校区外就学希望制度は、現状で運用を行うことが妥当である。

引き続き、申請状況は毎年確認し、5年ごとの検証時期にとらわれず制度の見直し等対応する必要があると考える。

# 答申書

平成27年6月30日

川西市立学校校区審議会

---

## 川西市立学校校区に関する意見について

## はじめに

川西市立学校校区審議会は平成6年に初めて開催されて以来、川西市における学校校区のあり方について様々な角度から調査、審議し提言をしてきた。そして、これまでの審議会答申の中でも示しているとおり、学校校区の設定にあたり道路や河川等の地理的状況のほか、地域の歴史的な経緯や実情を考慮しつつ、効果的な学校運営や教育機会の均等などを十分検討のうえ設定することとしている。

また、国においては全国的な少子化傾向をうけ、少子化対策推進の取り組みを進める一方、平成15年4月1日に施行された学校教育法施行規則の改正で通学区域制度の弾力化が明記され、更に平成27年1月には、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(以下「手引き」)が文部科学省から公表された。この手引きによると児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていく場所として学校を位置づけている。また、長らく「地域の核」として学校を中心とした地域コミュニティとの結びつきについても触れられており、学校の存在については、これらの背景を抜きにして語ることが出来ず、言い換えれば、このことを校区の問題と切り離して議論できないと云える。

このように、本審議会においては、今後さらに進む少子化社会にあって、将来の都市像を想定しながら、諮問された事項について慎重に審議を重ねたが、校区の妥当性のみについて議論する限界を感じ、学校統合やまちづくりに踏み込まずに意見表明することは出来ないと考え、以下のとおり答申するものである。

教育委員会におかれでは、本答申の内容を尊重し、本審議会規則の見直しのほか、施策に反映されることを望むものである。

### 1. 川西市の今後の学校校区のあり方について

「各学校の教育の十全な展開と学校間の教育上における平等性の確保」、「通学上の安全の保持」及び「校区と地域の関係性への配慮」を三つの原則とし総合的に勘案し、校区を設定すべきである。

平成24年12月21日付答申のとおり、本市では、小学校では昭和55年度15,993人をピークに、また、中学校では昭和60年度の8,024人をピークに、児童・生徒数が減

少し、平成 27 年 5 月には小学校 8,326 人、中学校 4,380 人になっており、各地域の年齢構成の変化などにより、各学校の規模に大きな格差が出ている状況がある。(資料 1)

本審議会では、少子化の進行に伴う児童・生徒数の減少など、今後の社会状況の変化を見込み、効果的な学校運営や教育機会の均等、地域社会との関係など、単に校区の妥当性についてのみ議論するのではなく、今後のまちづくりとの密接な関係についても慎重に審議を進めてきた。

その結果、校区の決定にあたっては、第一義に「各学校の教育の十全な展開と学校間の教育上の平等性の確保」があり、これが最も重要な原則であると考える。教育の機会均等とその水準の維持向上という学校教育の本旨に鑑み、各学校の特徴を生かしつつ、学校間の規模の差によって教育環境が著しく不平等にならないよう、子ども達にそれを保障することが学校の基本的な責務だからである。

次に重要な原則として、「通学上の安全の保持」が挙げられる。それぞれの通学路の安全性については一概に図ることは困難であるが、天候、高低差、交通量、人通り、そのほか低学年の場合や通学に必要な時間など様々な要素を検討し、実際に歩いて確認することが必要である。学校統合などによって大きな条件変更が行われる場合に、それぞれの校区の通学路の現状が最適であるという前提ではなく、安全性を再検討すべきことは言うまでもない。教育委員会におかれても、統合によって通学距離が延び通学路を変更されることになるため、あらためて通学上の安全を保持すべく不断の努力をするよう求めるものである。

最後に歴史的経緯や地形を背景にした「校区と地域の関係性への配慮」である。

「手引き」にもあるとおり、学校と地域は密接に関わっていることから、その関係性に十分配慮すべきである。「私たちの学校」として学び、卒業校への愛着が地域愛に通じ、地域活性化に役立っている一方、学校を舞台とした地域活動では、自然や人材などの資源において学校が寄与する部分も大きく、地域から学校、学校から地域という相互の協力関係が成立している。そのような中、教育委員会が更なる少子化の進行を見込み、学校統合などの方向性を示す場合、その地域に対するまちづくりの方針などをはじめ、地元住民に対する十分な説明が必要であろう。

このようなことから当審議会としては、今後のまちづくりについて学校と地域の密接な関係性に十分配慮していただきたいと願うものである。

## 2. 川西市立小学校の校区に関すること

### (1) 多田グリーンハイツ地区における校区について

本審議会は、緑台小学校と陽明小学校を統合せざるを得ないと認める。なお、統合後の校区は、両校区を統合した校区とすることが妥当であるが、統合後に通学距離が遠くなる場合などの子ども達の負担に対して、隣接する他校区への校区外就学を認めるなど個々の実情に応じた丁寧な対応が必要と判断する。

多田グリーンハイツは、昭和40年代に開発された大規模団地の一つで、近年では高齢化が急速に進んでおり、今後の人口推計を勘案しても、児童数・生徒数が劇的に増える見込みはない。(資料2)

また、児童数から見込んだ教員配置数が極めて少数となり(資料3)、隣接の学校間での規模の格差によって、第1原則の「教育の十全な展開と学校間の教育上における平等性の確保」が困難な状況が予想される。学級数や学校当たりの児童数の減少等による学校運営上の具体的課題については、「手引き」第2章でも触れられているが(資料4)、このような状況を考慮のうえで、教育的見地から今後の緑台小学校及び陽明小学校を検討すると、統合せざるを得ないものと本審議会は判断する。

つぎに、第2原則、第3原則に立ち、通学上の安全及び校区と地域の関係性への配慮の観点から検討すると、通学距離が延びてしまうケースはあるものの、距離、時間とともに文部科学省の基準内であり、さらに緑台小学校区及び陽明小学校区は一つのコミュニティであることから、両校統合後にそれぞれの校区を一体とすることは妥当性が認められる。ただし、全体として高低差がある地形で、約75メートルに達する場所もあるため(資料7)、通学条件によっては一定の考慮すべき要素も存在する。

こういったことからも、教育委員会においては児童の通学上の安全を保持すべく、通学路の状況を把握し、その安全管理について、不断の努力を求めるものである。

なお、この小学校区変更による中学校就学への影響であるが、原則は緑台中学校へ就学し、小学校選択時点で校区外就学を選択する場合は、本市で従来から実施している「校区外就学希望制度」を当該地区の子どもや保護者、地域の方々に対して十分周知し、進学時点で選択できる機会を用意することで対応できるものと考える。

また、両小学校の統合については、緑台中学校との立地なども勘案のうえ、多田

グリーンハイツ地区における統合による利点を最大限に活かした前向きな検討の一環として、既に実施されている「就学前小中連携事業」をさらに推進した小中一貫型小学校・中学校教育をめざすほか、教育的観点で地域の活性化が図れる社会教育施設の新設など、地元の意見をしっかりと受け止めながら計画を立案し、まちづくりの視点も考慮した説明をされることを期待する。

さらに、校区変更の時期等については、十分な周知期間が必要であるものの、今後の人口推計を考慮し、教育上の平等性を速やかに確保する必要から、両校に单クラスが出現する見込みの（資料6-1）、平成30年度の新入学生からの校区変更を実施目途とすることが妥当であると考える。

## （2）清和台地区における校区について

本審議会は、清和台小学校と清和台南小学校を統合せざるを得ないと認める。

なお、統合後の校区は、両校区を統合した校区とすることが妥当であるが、統合後に通学距離が遠くなる場合などの負担増に対して、隣接する他の校区への校区外就学を認めるなど個々の実情に応じた丁寧な対応が必要と判断する。

また、統合時期については、平成28年度末の新名神高速道路の開設予定など、周辺まちづくりにおいて大きな環境変化が予想されるため、十分考慮する必要がある。

清和台地区も昭和40年代に開発された大規模団地の一つであり、地区全体の児童数等人口の減少傾向が認められ、教育の十分な展開と教育上における平等性の確保が困難な状況が予想される。（資料5）

また、児童数から見込んだ教員配置数が極めて少数となり、隣接の学校間での規模の格差によって、第1原則の「教育の十全な展開と学校間の教育上における平等性の確保」が困難な状況が予想される。（資料3及び資料4）

このような状況を踏まえたうえで、教育的見地から今後の清和台小学校及び清和台南小学校を検討すると、統合せざるを得ないものと本審議会は判断する。

つぎに、第2原則、第3原則に立ち、通学上の安全及び校区と地域の関係性への配慮の観点から検討すると、通学距離が延びてしまうケースはあるものの、距離、時間とともに文部科学省の基準内であり、さらに清和台小学校及び清和台南小学校の

校区は一つのコミュニティであることから、両校統合後にそれぞれの校区を一体とすることは妥当性が認められる。ただし、本地区も全体として高低差がある地形で、約55メートルに達する場所もあるため(資料8)、通学条件によっては一定の考慮すべき要素も存在する。こういったことからも、教育委員会においては児童の通学上の安全を保持すべく、通学路の状況を把握し、その安全管理について、不断の努力を求めるものである。

なお、この小学校区変更による中学校就学への影響であるが、原則は清和台中学校へ就学し、小学校選択時点で校区外就学を選択する場合は、本市で従来から実施している「校区外就学希望制度」を当該地区の子どもや保護者、地域の方々に対して十分周知し、進学時点で選択できる機会を用意することで対応できるものと考える。

また、両小学校の統合については、清和台中学校との立地等も勘案のうえ、統合による利点を最大限に活かした前向きな検討の一環として、既に実施されている「就学前小中連携事業」をさらに充実させ、地域の活性化が図れる施設の新設など、地元の意見をしっかりと受け止めながら計画を立案し、まちづくりの視点も考慮した説明をされることを期待する。

最後に、校区変更の時期等については、高速道路の建設状況など、今後の人口推計を考慮し、教育上の平等性を速やかに確保する必要から、両校に単クラスが出現する見込みの(資料6-2)平成31年度の新入学生からの校区変更を実施目途とすることが妥当であると考える。

## 川西市立幼稚園の園区に関することについて

## 1 川西市立幼稚園の園区に関することについて

### (1) 松風幼稚園の廃園に伴う園区の設定について

松風幼稚園の廃園に伴う園区の設定については、現行の松風幼稚園区と多田幼稚園区を合わせた園区を、多田幼稚園区とすることが妥当であると判断する。

市立幼稚園と保育所のあり方に関しては、「子ども・子育て支援法」に基づく審議会である「川西市子ども・子育て会議」において審議され、意見提出手続き（パブリックコメント）を経て、市が策定した「川西市子ども・子育て計画」の中に取りまとめられている。

同計画では、松風幼稚園については廃園とすることが掲げられており、当審議会においても、そこに至った考え方やパブリックコメントの概要等を踏まえた上で、廃園後の園区を検討した。

園区を審議する過程においては、地域全体のデザインやまちづくりへの総合的な展開などについても議論がおよび、特に、緑台中学校区に市が予定している民間保育所等の整備については、松風幼稚園の廃園に先立って開設することが望ましいと考えられることから、その時期や規模、位置などについて早急に決定し、地域の方々などに十分な説明をする必要があると考える。また、整備にあたっては、地域の子ども・子育て支援の拠点となるよう、必要な機能を備えた施設とするよう配慮が必要であると考える。

また、通園距離については園区の北端の清流台から多田幼稚園までは、相当の距離があり、徒歩では通園が不可能であると判断せざるを得ない。このため、通園手段について、何らかの配慮が必要となるものと考えられる。加えて、園区外の幼稚園への通園について、現行の柔軟な取り扱いを継続して実施することが必要であると思われる。

さらに、地域から市立幼稚園が無くなることから、幼児教育をはじめとする教育施策の振興を図り、子ども・子育て支援事業の充実を進めるなど、子どもたちの健やかな成長を支援するとともに、子育て世帯の転入を促すなど、地域の活性化を推進する施策の展開が求められている。

前述のとおり、廃園に関しては様々な課題があると認められるところではあるが、

今後、地域が負うこととなる様々な課題に対し、市と地域がビジョンを共有しつつ、廃園後においても、地域の子どもたちを健やかに育むとともに、通園距離が長くなることへの対応策など、地域における子育てに支障を来さぬよう、十分に配慮いただきたい。以上のことと申し添え、松風幼稚園開園以前は、多田幼稚園区であったことや、現行の園区制度が園区を基本としつつも、実質的に他園への通園が可能であることから、多田幼稚園の園区に松風幼稚園の園区を含めるよう、当審議会として判断したものである。

# 答申書

平成29年2月13日

川西市立学校校区審議会

## 1 川西市立中学校の校区に関すること

### (1) 川西南中学校及び川西中学校の校区変更について

#### 1. 結論

栄根2丁目6番に係る川西南中学校及び川西中学校の校区変更については、川西中学校区とすることが妥当であると判断する。

#### 2. 理由

諮問のあった栄根2丁目6番は、川西南中学校区の最北部に在り、JR宝塚線の北側に位置し、昭和55年頃は、JRの車庫敷地であった。

その後、当該地区は、同一自治会区域の中で、住宅地化し、小学校区は同じにも係らず中学校区が異なる状況のまま現在に至り、これまで、川西中学校への就学は校区外就学希望制度によって対応されてきた。

なお、平成27年10月7日に栄根第三自治会及び地区住民より、暫定的な制度運用ではなく、恒久的な措置として、校区変更の要望が出されている。

当審議会としては、平成27年6月30日に答申した「川西市の今後の学校校区のあり方」にもとづき、校区と地域の関係性について検討した結果、対象区域は、栄根第三自治会区域の中で中学校区が異なっているものの、コミュニティに関する懸念がないこと。また、小学校から中学校に進学するにあたり、通学上の安全性についても無理の無いものと判断し、上記の結論に至ったものである。